

仕様書

1 件名

テレワークサービス利用環境構築業務及びサービス利用業務

2 目的

職員のワーク・ライフ・バランスの充実や外出先での業務継続を図るテレワークサービスの利用環境構築を図る。

3 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4 想定する運用

情報政策課等で貸し出しを行うモバイル端末（以下「インターネット側端末」という。）から庁内 LGWAN ネットワークにある各職員へ配布された自席の端末（以下「LGWAN 側端末」という。）へリモート接続する。

5 機器構成・台数

(1) 調達対象品目

本契約における調達対象品目は以下のとおり。なお、各品目の詳細は別紙 2「ハードウェア・ソフトウェア機能要件一覧」参照。

モバイル端末	100 台
モバイル通信サービス	100 台分
IT 運用管理サービス	100 台分
リモートアクセスサービス	100 ライセンス

(2) 数量

同時にリモート接続する対象人数は 100 名とする。

6 リモートアクセスサービス必須機能・条件

- ① LGWAN-ASP で提供されるサービスであること
- ② Windows に対応したデスクトップアプリで利用できること
- ③ 画面転送により接続元であるインターネット側端末から接続先である LGWAN 側端末をリモート操作する方式であること
- ④ 設定により最大 30 フレーム/秒の画像転送が可能であること
- ⑤ 暗号化（SSL/TLS、AES256）により通信を保護していること
- ⑥ サービス利用時の認証方法について、多要素認証に対応していること

- ⑦ 管理画面が LGWAN・インターネット側双方からアクセスできること。また、管理画面へのログイン機能（ID・パスワード）があること。
- ⑧ サービスにおいて利用者の接続状況が記録され、管理者がリモートアクセスした端末のアクセス記録を容易に確認できる画面やリスト等があること。
- ⑨ ユーザーID ごとに、接続が可能な LGWAN 側端末を制限できること
- ⑩ LGWAN 側とインターネット側の直接の通信を遮断でき、インターネット側端末に画面転送で接続したデータが保存されない仕組みとすること
- ⑪ 画像転送により接続したデータ等をインターネット側端末にコピーできないようにすること
- ⑫ 画面撮影抑止機能（電子透かし）の機能を有すること
- ⑬ リモートでの接続中、LGWAN 側端末の画面非表示及びキーボード・マウスロックの機能を有すること
- ⑭ USB 等の差し込み不要で利用できること
- ⑮ インターネット側端末又は LGWAN 側端末において、ユーザー登録時又は利用時に MAC アドレス又は IP アドレス等の識別子を入力することなく利用できること。
- ⑯ サービスを提供する施設等は、日本国内に所在地を置き、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること。また、本件サーバに保存したデータが日本の法律で保護されること。

7 機器の搬入・調整

受注者の責任において、本市の指定する場所へ搬入し、マウス等を取り付けた上で、LAN接続にて稼動可能な状態に設置・調整を行うこと。また、契約終了後の搬出費用についても受注者の負担とする。

- ① 本市が指定したソフトをインストールし、専用マスタを作成し、機器に展開すること。
- ② 本市庁舎内で作業を行う場合は、指定した場所において作業を行うこと。なお、庁舎内で作業を行う場合の作業時間は、8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。
- ③ 想定外な理由により納入予定の機器の搬入が令和 8 年 3 月 10 日までに間に合わない場合、本市と別途協議をすることとする。
- ④ 導入機器には機器識別のため、本市の指定するテープラベルを貼り付けること

8 ハードウェア保守契約

- ① パソコン等の全ての機器（マウス含む）が常に良好なる状態で使用できるように、原則として次のとおりハードウェアの保守を行うこと。
- ② 故障した場合の部品代・交換手数料・出張費等、及び修理のための搬入、搬出費等も全て受注者の負担で行うものとする。

- ③ ハードディスクを交換した場合は、本契約指定のソフトウェアをインストールし、指定の設定を行うこと。
- ④ 故障した場合は、要請により社員または指定した保守サービス会社の従業員を速やかに派遣すること。
- ⑤ 各機器や通信上のトラブルが多発し、業務に重大な支障が出た場合には、契約を解除することがある。

9 各種保守対応時間

(1) リモートアクセスサービス

サービスの運用支援及びサポートを含み、本市担当者からのサービスに関する問い合わせ(電話等による)に対応すること。(原則、平日 9 時から 17 時)

(2) ハードウェア

原則、受注者の営業時間(平日 8 時 30 分から 17 時 15 分)に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により営業時間外に保守を行ってもらう場合がある。

(3) IT 運用管理サービス

サービスの運用支援及びサポートを含み、本市担当者からのサービスに関する問い合わせ(電話等による)に対応すること。(原則、平日 9 時から 17 時)

10 動産総合保険

受注者は、すべての物件に動産総合保険(火災、盗難、破損、落雷等の事故を対象)を、受注者の負担で加入すること。

11 契約条件

契約金額には、初期費用(契約事務手数料等、一括で支払を必要とする費用)及び年額費用を合計した金額及び消費税等額を全て含むものとし、契約期間内において代金の支払い額が均等となるように発注者・受注者合意の上支払い計画を立てるものとする。また、代金の支払いは月単位とし、当月分の委託料の請求書を発注者が受理した日から 30 日以内に支払うものとする。なお、契約期間に 1 月未満の端数が生じる場合は、委託料月額に基づき日割り計算とする。

12 設置場所

久留米市役所 5 階 情報政策課(福岡県久留米市城南町 15 番地 3)

13 納入期限

令和 8 年 3 月 10 日(火)までに別紙 2「ハードウェア・ソフトウェア機能要件一覧」中の(1)モバイル端末のうち、「設定・納品」の欄に記載の設定を行い納品すること。なお、

うち2台については、令和8年1月15日（木）までに別紙2「ハードウェア・ソフトウェア機能要件一覧」中の（1）モバイル端末及び（4）リモートアクセスサービスの設定を行い先行納品すること。当該2台における別紙2「ハードウェア・ソフトウェア機能要件一覧」中の（2）モバイル通信サービス及び（3）IT 運用管理サービスの設定は、本市と日程協議の上、令和8年3月10日（火）までに設定を行うこととする。（本契約におけるモバイル通信課金開始日は、100台とも令和8年4月1日である。）

納入期限	台数	備考
令和8年1月15日（木） ※先行納品	2台	別紙2記載の（1）モバイル端末及び（4）リモートアクセスサービスの設定を行い納品すること。
令和8年3月10日（火）	100台	【98台】 すべての設定を完了して納品すること。 【2台（先行納品分）】 別紙2記載の（2）モバイル通信サービス及び（3）IT 運用管理サービスの設定を完了させること。